# 令和2年度第8回南関町農業委員会会議録

令和2年11月10日(火) 午前9時30分開会 南関町役場 第一会議室

# 一、開会宣言

## 二、議事日程

- 1. 開 会
- 2. 農業委員憲章朗読
- 3. 会長挨拶
- 4. 議事録署名人の指名

6番 西 山 良 輔 君 7番 片 山 カツ子 君

5. 議 事

第36号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第37号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第38号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第39号議案 農地利用集積計画の承認について

第40号議案 農地利用集積計画の承認について (一括方式関係)

第41号議案 非農地通知について

- 6. その他
- 7. 閉 会

## 三、出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 竹島 久利 君副会長 釘崎眞貴子 君1番 片山 幸次 君2番 橋本 勝 君3番 菅原 和義 君4番 末竹 信雄 君6番 西山 良輔 君7番 片山カツ子 君8番 山本 精武 君9番 大倉 公泰 君

四、欠席委員は次のとおりである。(1名)

5番 荒木 茂 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

事務局長 田口 明君

書 記 上田 賢君

# 令和2年度第8回南関町農業委員会会議録 議事の経過

----

開会 午前9時30分

### 1. 開 会

- **○副会長(釘崎 眞貴子君)** それではご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第8回農業委員会総会を開会いたします。礼。
- ○事務局長(田口 明君) おはようございます。本日、5番、荒木委員様の欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は11名中、10名で定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。

----

#### 2. 農業委員憲章朗読

- **〇事務局長(田口 明君)** それでは農業委員憲章朗読を2番の橋本委員さん、よろしくお願いいたします。
- 〇2番(橋本 勝君) (農業委員憲章は省略)
- ○事務局長(田口 明君) ありがとうございました。 それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

----

## 3. 会長挨拶

**〇会長(竹島 久利君)** 改めまして、おはようございます。稲刈りも大体大方終わったかと思います。今年のできはやや良ということでございました。

それから新型コロナも終息するかと思ったら、ますますひどくなっているような現状でございます。私たち農業委員会も終息すれば11月頃から何か事業を始めたいと思っておりましたが、このような状態でございますので、今回は見送らなできんような状態となってまいりました。来年こそまた終息すれば何とかやりたいと思っておりますので、そのときは皆さん方の協力をよろしくお願いをいたしておきます。

それから、今日からこの議案書が新しくなりまして、全国統一になりましたので ちょっと皆さん方には、まごつくと思いますけれど、徐々に慣れていくと思います ので、もう1回よろしくお願いしときます。

○事務局長(田口 明君) はい、ありがとうございました。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は、竹島 会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなってお

ります。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### 4. 議事録署名人の指名

○議長(竹島 久利君) それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人を指名をいたします。本日は5番、荒木委員欠席のため、6番、西山委員、7番、片山委員さんを指名をいたします。よろしくお願いをいたしておきます。

なお、今回も前回に引き続き新型コロナの感染防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局の行う議案書の説明については事前に配布しておりますので、必要最小限といたしております。

\_\_\_\_\_

#### 5. 議事

○議長(竹島 久利君) それでは、議案審議に入ります。

第36号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件について現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いをいたします。5番、荒木委員が欠席でございますので、事務局のほうにお願いをいたしておきます。

事務局お願いしておきます。

○書記(上田 賢君) それでは、事務局より御説明を申し上げます。

第36号議案、農地法第3条第1項所有者移転許可申請の1番についてご説明いたします。

申請は、譲渡人から譲受人の贈与による所有権移転となります。申請には、従妹同士となっております。現地の確認を行い、申請書等により協議検討した結果、農地法第3条第2項各法の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(竹島 久利君) 続きまして4番、末竹委員お願いします。
- **○4番(末竹 信雄君)** はい。第36号議案、農地法第3条1項、所有権移転許可申 請の2番から5番について説明いたします。

まず2番についてご説明いたします。譲渡人から譲受人への売買による所有権移 転の申請となります。 現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各 号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。 続きまして、3番についてご説明いたします。譲渡人から譲受人への贈与による 所有権移転の申請となります。申請人は、祖父と孫の関係になります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各 号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。 続いて、4番についてご説明いたします。譲渡人から譲受人への売買による所有 権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各 号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。 続きまして、5番について説明いたします。譲渡人から譲受人への売買による所 有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各 号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。 ご審議をよろしくお願いいたします。

- O議長(竹島 久利君) ありがとうございました。 続きまして、8番、山本委員お願いします。
- ○8番(山本 精武君) 8番の山本です。5日の日に事務局と推進委員の松田君と3 人で現地調査を行いました。何筆もありますので、場所的には大変あっちこっちあ るとですけれども、そのうち一番左の菜園はきれいに管理され、あとは自己保全で した。第36号議案、農地法第3条第1項、所有権移転許可申請の6番についてご 説明いたします。譲渡人から譲受人への贈与による所有権移転の申請となります。

申請人の住所は町外となっておりますが、すでに拠点となる農業用倉庫付きの住宅を南関町に購入済みであります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

皆さん、ご審議のほどよろしくお願いします。

**〇議長(竹島 久利君)** ありがとうございました。委員さんの説明が終わりましたが何か、ご意見、ご質問ございませんか。何かほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。第36号議案について原案どおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

〇議長(竹島 久利君) それでは、異議なしと認め、第36号議案は、原案どおり決

定をいたします。

続きまして、第37号議案、「農地法第4条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。案件は、1件の1筆でございます。

本件について、現地調査をいたしました私のほうから説明をいたします。

第37号議案、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の1番についてを説明をいたします。11月5日に事務局と現地調査をいたしました。転用目的は植林でございます。申請地の農地区分は、公共投資がなれていない、農地の広がりが10ha未満であることから、第2種農地として判断されます。

現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準 を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

なお、本申請については、すでに許可を得ず転用事業を完了されている無断転用 であることから、始末書が提出されております。

ご審議、よろしくお願いをいたします。

この案件について、何かご意見ご質問ございませんか。何かありませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。

第37号の議案、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第37号議案を原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第38号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題とします。案件は、2件の2筆でございます。

本件について、現地調査に出向かれました農業委員さんより説明をお願いします。 1番について私のほうから説明をいたします。

第38号議案、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の1番について説明をいたします。11月の2日に現地調査をいたしました。転用目的は農家住宅の建設で、住宅128㎡でございます。農業用倉庫43.16㎡の転用を行う申請となっております。

申請地の農地区分は、公共投資がなされていない、農地の広がりが10ha未満であることから、第2種農地と判断をされます。

現地調査を行い検討した結果、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準 を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。 ご審議を、よろしくお願いをいたしておきます。

続きまして、7番、片山委員、お願いします。

**〇7番(片山 カツ子君)** 7番、片山です。第35号議案、農地法第5条1項の規定による農地転用許可申請の2番についてご説明いたします。11月4日に上田さんと推進委員武田さん3人で現地を見に行きました。

転用目的は宅地の拡張で、隣接する宅地と合わせて個人住宅67.25㎡を建設する計画となっております。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がりが10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

なお、本申請については、すでに許可を得ずに転用事業を完了させている無断転 用であることから、始末書が提出されております。

ご審議方、よろしくお願いします。

**○議長(竹島 久利君)** ありがとうございました。委員の説明が終わりましたが、何か、ご意見、ご質問ございませんか。何かありませんか。

(なしの声)

**〇議長(竹島 久利君)** ないようでございますので採決をいたします。第38号議案 について、原案のとおり決定することに異議ありませんか

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第38号議案は、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、第39号議案「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。本件は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の23件、45筆でございます。

案件を見て、何かご意見、ご質問ございませんか。

- ○8番(山本 精武君) 8番の山本です。
- 〇議長(竹島 久利君) どうぞ。
- **〇8番(山本 精武君)** この日明の区画整理も計画されとるとこですね。
- 〇事務局長(田口 明君) はい、計画はされております。
- **〇8番(山本 精武君)** ここはどこかの会社が青汁の原料を作るとかいう話は聞いて おりましたけど、その現場ですね。
- ○書記(上田 賢君) そうです。
- ○8番(山本 精武君) 区画整理の計画は順調に進んでるんですか。

- **○事務局長(田口 明君)** そうですね。今県と協議をしておりまして、一応、日明地 区については、今までの協議どおりに工程では進んでおります。
- ○8番(山本 精武君) 2、3日前、測量と県道傍しよった、日明地区をね。その関係で順調に進んでいるようじゃあるなとは思ったんですけどね。畑のほうも一緒にするということだったね。
- ○事務局長(田口 明君) そうですね。今地区と一緒に考えています。
- 〇8番(山本 精武君) 以上です。
- 〇議長(竹島 久利君) 面積多い。青汁か何か。
- **○8番(山本 精武君)** 日明全部たいな。何人かを、一人二人を除いたところもあるかもしれんけれど、大体ですね。
- ○事務局長(田口 明君) 今地区と日明地区と。両方。
- ○8番(山本 精武君) 南関地区から田原に抜ける道ができよっじゃなかですか。今 出口しよるけど最終的に。こっち90%できとるけんね。あとは(聞き取れない)。
- ○議長(竹島 久利君) ほかに、何かほかにございませんか。

(なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので採決をいたします。第39号議案 について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか

(異議なしの声)

O議長(竹島 久利君) それでは、異議なしと認め、第39号議案は、原案どおり決定をされました。

続きまして、第40号議案「農地利用集積計画の承認について(一括方式)」についてを議題といたします。本件は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用 集積計画の2件、2筆でございます。

案件をご覧になって、何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。 (なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので、採決をいたします。第40号議案について原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第40号議案、原案のとおり承認をされま した。

続きまして、第41号議案、「非農地通知について」を議題といたします。

本件は2筆でございます。内容の説明は先ほど議案を提出しておりますので、それを参考に見て判断をしてください。

何かご質問ございませんか。

#### (なしの声)

○議長(竹島 久利君) ないようでございますので採決をいたします。第41号議案 について、非農地と判断することに異議ありませんか

(異議なしの声)

- O議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、第41号議案は、原案どおり承認をされました。
- ○議長(竹島 久利君) 本日の議案は全て終了をいたしました。

----

## 7. 閉 会

○議長(竹島 久利君) 本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただき たいと思いますが、異議ありませんか。

(はいの声)

- ○議長(竹島 久利君) 異議なしと認め、処理することにいたします。 皆さん方には慎重審議をいただき、これをもちまして、議長の席を下りさせてい ただきます。ありがとうございました。
- ○9番(大倉 公泰君) その他はなかとですか。
- 〇議長(竹島 久利君) その他。
- ○9番(大倉 公泰君) その他の意見は。
- ○議長(竹島 久利君) 後でいたしますので。
- ○9番(大倉 公泰君) それではよかです。
- **○事務局長(田口 明君)** それでは、ありがとうございました。 閉会を副会長、よろしくお願いいたします。
- O副会長(釘崎 眞貴子君) はい、それではご起立ください。

これをもちまして第8回農業委員会総会を閉会いたします。礼。着席

-------

閉会 午前9時57分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人